

有料職業紹介における返戻金制度に関して

事業所名 有限会社西野産業

有料職業紹介事業許可番号 25-ユ-300298

1. 返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合又は自己の帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を下記の期間及び割合に定める金額を求人者に返還致します。

- | | |
|--------------------|-------------|
| 1. 入社後1ヶ月以内に退職した場合 | 紹介手数料の80%返金 |
| 2. 入社後2ヶ月以内に退職した場合 | 紹介手数料の50%返金 |
| 3. 入社後3ヶ月以内に退職した場合 | 紹介手数料の20%返金 |

但し、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合、又、求職者の死亡や災害など、不測の事態によって退職した場合には、紹介手数料は返還しないこととする。

※派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返戻金制度は適用しません。

又、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。